審査基準及び標準処理期間

所属名	健康福祉部 生活衛生課 生活営業担当
内線番号	4761

No.	項目		内容
1	処分名		公衆浴場法に係る処分
2	法令名		公衆浴場法
3	法令番号		昭和23年法律第139号
4	根拠条項		第2条第1項
⑤	処分権者		京都府知事(委任先:保健所長)
6	法令の定め		第二条 業として公衆浴場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 2 都道府県知事は、公衆浴場の設置の場所若しくはその構造設備が、公衆衛生上不適当であると認めるとき又はその設置の場所が配置の適正を欠くと認めるときは、前項の許可を与えないことができる。但し、この場合においては、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。
7	審査基準		公衆浴場法第2条、第3条、公衆浴場法施行規則第1条公衆浴場法施行規則第1条公衆浴場の設置の場所の配置の基準等に関する条例第2条、第3条、第4条公衆浴場法施行細則第6条、第7条
8	経由機関名		
9	協議機関名		
10	標準処理期間		(⑪合計期間)申請のあった日から20日以内
		経由機関	
		協議機関	
		当該処分期間	申請のあった日から20日以内
12	問合せ		生活衛生課生活営業担当(075-414-4761)
13)	備考		